

条件付一般競争入札(事後審査型)の実施について

下記の工事請負契約について、次のとおり条件付一般競争入札(事後審査型)を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告する。

令和元年10月11日

彦根市長 大久保 貴

工 事 番 号	令和元年度 第2809-8024号
工 事 名 称	市庁舎耐震補強・増築・改修工事
工 事 場 所	彦根市元町4番2号
工 事 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震補強工事 一式 ・庁舎増築工事 6,167.90 m² ・庁舎改修工事 8,547.60 m² ・外構工事 一式 ・電気設備工事 一式 ・機械設備工事 一式
施 工 期 間	契約締結日の翌日から令和3年3月19日まで
予 定 価 格	事後公表とする。
最 低 制 限 価 格	有
見 積 内 訳 書 の 提 出	要
発 注 工 事 種 別	建築一式工事
入 札 参 加 方 式	単体企業または特定建設工事共同企業体(同業種または異業種での特定建設工事共同企業体とする。以下「共同企業体」という。)
入 札 参 加 資 格	<p>本工事の競争入札参加資格を有する者は、公告日時点において、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。</p> <p>(1) 単体企業および共同企業体すべての構成員が満たすべき要件</p> <p>ア 次の(ア)または(イ)のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) 令和元年度彦根市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者であること。</p> <p>(イ) <u>有資格者名簿に登録されていない者にあつては、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23に規定する経営事項審査を受けており、かつ、同法第27条の29に規定する総合評定値に係る通知の請求を行っていること。(ただし、公告日の前日までに通知を受けていること。)</u>また、彦根市建設工事等入札参加資格者登録に関する規程(平成10年彦根市訓令第12号)に基づく入札参加資格者登録に必要な要件をすべて満たす者であること。</p> <p>イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>ウ 彦根市入札参加停止措置に関する要綱(令和元年彦根市告示第104号)に基づく入札参加停止措置(付則第2項の規定によりなお従前の</p>

例による場合を含む。)を受けていない者であること。

エ 彦根市入札参加資格者実態調査実施要綱(平成 26 年彦根市告示第 258 号)に基づく改善指導を受けた場合、既に改善済みであることが確認されている者であること。

オ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立て、会社法(平成 17 年法律第 86 号)に基づく清算の開始または破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

カ 手形交換所により取引停止処分を受けている等、経営状況が著しく不健全な者でないこと。

キ 建設業法第 28 条第 3 項の規定による営業停止処分の措置期間中ではないこと。

ク 次の(ア)から(オ)までの要件に該当する者であること。

(ア) 役員等(乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合はその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

(イ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。)または暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

(ウ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていないこと。

(エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していないこと。

(オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

ケ 次に掲げる当該工事に係る設計業務等の受託者または当該受託者と資本または人事面において関連がある者でないこと。

(ア) 株式会社水原建築設計事務所

(イ) 株式会社石本建築事務所

(ウ) 株式会社大村建築設計事務所

「当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者とする。

a 申請者が当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出

資をしている者

- b 申請者の役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

(2) 単体企業で入札に参加する場合の要件

ア 建設業法第3条の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を有する者であること。

イ 有資格者名簿の建築一式工事に登録されている者にあつては、有資格者名簿の建築一式工事における格付区分が「A」であること。
有資格者名簿の建築一式工事に登録されていない者にあつては、最新の経営事項審査における建築一式工事に係る総合評定値が930点以上であること。

ウ 次に掲げる要件をすべて満たす監理技術者を当該工事現場に専任で配置できること。

(ア) 1級建築士または1級建築施工管理技士の資格を有してから10年以上(起算日は公告日の前日)の実務経験を有する者であること。

(イ) 公告日の前日から起算して3箇月以上の直接的な雇用関係にある者であること。

(ウ) 監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習修了証の交付を受けている者であること。

(3) 共同企業体で入札に参加する場合の要件

ア 共同企業体としての要件

(ア) 共同企業体は、建築工事業、電気工事業および管工事業のうち自主的に結成された共同企業体であること。

(イ) 代表構成員は建築工事業とする。

(ウ) 構成員は、最大3者までとし、構成は次のいずれかとする。

- a 建築工事業・建築工事業
- b 建築工事業・電気工事業
- c 建築工事業・管工事業
- d 建築工事業・電気工事業・管工事業

(エ) 経営の形態は、上記(ウ)aにあつては、共同施工方式(甲型)とし、上記(ウ)b、cまたはdにあつては、分担施工方式(乙型)とする。

(オ) 上記(ウ)aの場合における代表構成員の出資比率は、構成員中最大とし、構成員1者当たりの出資比率は、30%以上であること。

(カ) 本競争入札に単体企業で入札参加をする者は、共同企業体を結成することはできない。

(キ) 各構成員は、本競争入札に係る他の共同企業体を結成することはできない。

(ク) 各構成員は、協定書を締結するものとする。

イ 共同企業体の代表構成員が満たすべき要件

- (ア) 建設業法第 3 条の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を有する者であること。
- (イ) 有資格者名簿の建築一式工事に登録されている者にあつては、有資格者名簿の建築一式工事における格付区分が「A」であること。有資格者名簿の建築一式工事に登録されていない者にあつては、最新の経営事項審査における建築一式工事に係る総合評定値が 930 点以上であること。
- (ウ) 次に掲げる要件をすべて満たす監理技術者を当該工事現場に専任で配置できること。
 - a 1 級建築士または 1 級建築施工管理技士の資格を有してから 10 年以上(起算日は公告日の前日)の実務経験を有する者であること。
 - b 公告日の前日から起算して 3 箇月以上の直接的な雇用関係にある者であること。
 - c 監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習修了証の交付を受けている者であること。

ウ 共同企業体の構成員（建築工事業の場合に限る。ただし、代表構成員を除く。）が満たすべき要件

- (ア) 建設業法第 3 条の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を有する者であること。
- (イ) 有資格者名簿の建築一式工事に登録されている者にあつては、次の a から c までのいずれかに該当すること。
 - a 有資格者名簿に登録されている本店が審査基準日(平成 31 年 1 月 1 日)の前 1 年を超える日から引き続いて彦根市内に有する者で、同名簿の建築一式工事において、格付区分「A、B または C」に登録されていること。
 - b 有資格者名簿に登録されている支店・営業所が審査基準日(平成 31 年 1 月 1 日)の前 1 年を超える日から引き続いて彦根市内に有する者で、同名簿の建築一式工事において、格付区分「A または B」に登録されていること。
 - c 有資格者名簿に登録されている本店または支店・営業所が審査基準日(平成 31 年 1 月 1 日)の前 1 年を超える日から引き続いて滋賀県内に有する者で、同名簿の建築一式工事において、格付区分「A または B」に登録されている者であること。
- (ウ) 有資格者名簿の建築一式工事に登録されていない者にあつては、次の a から c までのいずれかに該当すること。
 - a 本店が審査基準日(平成 31 年 1 月 1 日)の前 1 年を超える日から引き続いて彦根市内に有する者は、最新の経営事項審査における建築一式工事に係る総合評定値が 730 点以上である

こと。

- b 支店・営業所が審査基準日(平成 31 年 1 月 1 日)の前 1 年を超える日から引き続いて彦根市内に有する者は、最新の経営事項審査における建築一式工事に係る総合評定値が 830 点以上であること。
 - c 本店または支店・営業所が審査基準日(平成 31 年 1 月 1 日)の前 1 年を超える日から引き続いて滋賀県内に有する者は、最新の経営事項審査における建築一式工事に係る総合評定値が 830 点以上であること。
- (e) 次に掲げる要件をすべて満たす主任技術者を当該工事現場に専任で配置できること。
- a 1 級建築士または 1 級建築施工管理技士の資格を有する者であること。
 - b 公告日の前日から起算して 3 箇月以上の直接的な雇用関係にある者であること。

エ 共同企業体の構成員（電気工事業の場合に限る。ただし、代表構成員を除く。）が満たすべき要件

(ア) 建設業法第 3 条の規定による電気工事業に係る特定建設業の許可を有する者であること。

(イ) 有資格者名簿の電気工事に登録されている者にあつては、次の a から c までのいずれかに該当すること。

- a 有資格者名簿に登録されている本店が審査基準日(平成 31 年 1 月 1 日)の前 1 年を超える日から引き続いて彦根市内に有する者で、同名簿の電気工事において、格付区分「A、B または C」に登録されていること。
- b 有資格者名簿に登録されている支店・営業所が審査基準日(平成 31 年 1 月 1 日)の前 1 年を超える日から引き続いて彦根市内に有する者で、同名簿の電気工事において、格付区分「A または B」に登録されていること。
- c 有資格者名簿に登録されている本店または支店・営業所が審査基準日(平成 31 年 1 月 1 日)の前 1 年を超える日から引き続いて滋賀県内に有する者で、同名簿の電気工事において、格付区分「A または B」に登録されている者であること。

(ウ) 有資格者名簿の電気工事に登録されていない者にあつては、次の a から c までのいずれかに該当すること。

- a 本店が審査基準日(平成 31 年 1 月 1 日)の前 1 年を超える日から引き続いて彦根市内に有する者は、最新の経営事項審査における電気工事に係る総合評定値が 730 点以上であること。
- b 支店・営業所が審査基準日(平成 31 年 1 月 1 日)の前 1 年を

超える日から引き続いて彦根市内に有する者は、最新の経営事項審査における電気工事に係る総合評定値が 830 点以上であること。

- c 本店または支店・営業所が審査基準日(平成 31 年 1 月 1 日)の前 1 年を超える日から引き続いて滋賀県内に有する者は、最新の経営事項審査における電気工事に係る総合評定値が 830 点以上であること。
- (e) 次に掲げる要件をすべて満たす主任技術者を当該工事現場に専任で配置できること。
 - a 1 級電気工事施工管理技士と同等以上の資格を有する者であること。
 - b 公告日の前日から起算して 3 箇月以上の直接的な雇用関係にある者であること。

オ 共同企業体の構成員(管工事業の場合に限る。ただし、代表構成員を除く。)が満たすべき要件

(ア) 建設業法第 3 条の規定による管工事業に係る特定建設業の許可を有する者であること。

(イ) 有資格者名簿の管工事に登録されている者にあつては、次の a から c までのいずれかに該当すること。

- a 有資格者名簿に登録されている本店が審査基準日(平成 31 年 1 月 1 日)の前 1 年を超える日から引き続いて彦根市内に有する者で、同名簿の管工事において、格付区分「A、B または C」に登録されていること。
- b 有資格者名簿に登録されている支店・営業所が審査基準日(平成 31 年 1 月 1 日)の前 1 年を超える日から引き続いて彦根市内に有する者で、同名簿の管工事において、格付区分「A または B」に登録されていること。
- c 有資格者名簿に登録されている本店または支店・営業所が審査基準日(平成 31 年 1 月 1 日)の前 1 年を超える日から引き続いて滋賀県内に有する者で、同名簿の管工事において、格付区分「A または B」に登録されている者であること。

(ウ) 有資格者名簿の管工事に登録されていない者にあつては、次の a から c までのいずれかに該当すること。

- a 本店が審査基準日(平成 31 年 1 月 1 日)の前 1 年を超える日から引き続いて彦根市内に有する者は、最新の経営事項審査における管工事に係る総合評定値が 730 点以上であること。
- b 支店・営業所が審査基準日(平成 31 年 1 月 1 日)の前 1 年を超える日から引き続いて彦根市内に有する者は、最新の経営事項審査における管工事に係る総合評定値が 830 点以上であること。

	<p>c 本店または支店・営業所が審査基準日(平成31年1月1日)の前1年を超える日から引き続いて滋賀県内に有する者は、<u>最新の経営事項審査における管工事に係る総合評定値が830点以上であること。</u></p> <p>(e) 次に掲げる要件をすべて満たす主任技術者を当該工事現場に専任で配置できること。</p> <p>a 1級管工事施工管理技士と同等以上の資格を有する者であること。</p> <p>b 公告日の前日から起算して3箇月以上の直接的な雇用関係にある者であること。</p>
<p>公告に対する質問 受付方法等</p>	<p>(1) 公告に対する質問がある場合には、その旨を記載した質問書(様式は任意)を次のとおり持参すること。</p> <p>ア 受付期間： 令和元年10月11日から令和元年10月18日まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条に規定する休日(以下「彦根市の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)</p> <p>イ 受付場所： 彦根市総務部契約監理室</p> <p>(2) 質問に対する回答は、彦根市入札情報公開システムにより、令和元年10月22日にインターネットにおいて公表する。</p>
<p>申請書および資料の 様式の交付</p>	<p>(1) 交付期間： 令和元年10月11日から同年11月21日まで(彦根市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)</p> <p>(申請書および資料の様式は、彦根市ホームページの当該公告掲載のページからダウンロードできる。)</p> <p>(https://www.city.hikone.lg.jp)</p> <p>(2) 交付場所： 彦根市総務部契約監理室</p>
<p>契約条項の閲覧場所</p>	<p>彦根市総務部契約監理室</p>
<p>設計図面、仕様書 等の配布方法</p>	<p>設計図面、仕様書等の配布は、次のとおりとする。<u>ただし、前記「入札参加資格」に該当しない者には、配布しない。</u></p> <p>ア 配布期間： 令和元年10月11日から同年11月22日まで(彦根市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>イ 配布場所： 彦根市総務部契約監理室</p> <p>ウ 配布方法： <u>受付場所において、DVD(位置図・工事概要・設計図面・仕様書・仕様変更内容および確認事項・補足説明書・積算内訳書(金抜き)・質疑回答書の様式を入れたもの)を配布する。ただし、開札後速やかにDVDを返却すること(郵送可)。</u></p>

設計図面、仕様書等に対する質問受付方法	<p>(1) 設計図面、仕様書等について質問がある場合には、その旨を記載した書面(指定様式)およびデータ(指定様式)を次のとおり持参すること。</p> <p>ア 受付期間：令和元年10月11日から同年11月14日まで(彦根市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)</p> <p>イ 受付場所：彦根市都市建設部建築住宅課(彦根駅西口仮庁舎3階)</p> <p>(2) 質問に対する回答は、彦根市入札情報公開システムにより、令和元年11月19日にインターネットにおいて公表する。</p>
現 地 説 明	現地説明を行う。詳細は別途案内する。
入札書等提出方法	<p>(1) 彦根市電子入札システムにより、次の書類を添付して送信すること。 添付書類：<u>見積内訳書(指定様式)</u> <u>その他指定する書類</u></p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、彦根市建設工事等電子入札実施要領第7条第2項の規定により、電子入札システムが利用できなくなった者で、入札を紙入札により行おうとする者は、入札書受付締切日時までに紙入札参加届出書を彦根市総務部契約監理室に持参すること。届出を受理した場合に限り、紙入札を行うことができるものとする。</p> <p>(3) 紙入札の場合は、入札者の住所、商号または名称、開札日、工事等名称および「入札書在中」と記載した封筒に、入札書・見積内訳書を封入の上、入札使用印で封印し、彦根市総務部契約監理室に持参すること。</p> <p>(4) 提出された入札書および添付書類を書き換え、引き換え、または撤回することはできない。</p>
その他指定する書類	<p><u>有</u>：次の書類を添付すること。 <u>誓約書(様式第1号) (押印後、PDFで添付すること。)</u></p> <p>落札された場合には原本を提出すること。共同企業体で入札に参加する場合には、すべての構成員の誓約書を添付すること。</p>
入札書受付期間等	<p>(1) 受付期間：令和元年11月22日午前9時から同年11月25日午後5時まで(彦根市の休日を除く。)</p> <p>(2) 受付方法：彦根市電子入札システム内とする。ただし、紙入札による場合は、彦根市総務部契約監理室に持参すること。この場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。</p>
入 札 参 加 辞 退	入札書提出後、入札参加者が他の案件を落札し、当該入札案件に配置予定であった技術者を配置できなくなった場合は、開札日時までに辞退届を書面で提出して辞退することができる。
見 積 内 訳 書	見積内訳書は、指定様式とし、次の事項を記載すること。ただし、入札書と見積内訳書記載の金額は、一致させること。

	<p>(1) 入札者の住所、商号または名称および代表者氏名</p> <p>(2) 工事名称</p> <p>(3) 工事費見積内訳</p>
入札方法等	<p>(1) 彦根市電子入札システムを使用して行う電子入札とする。</p> <p>(2) 契約書案、設計図書、仕様書、彦根市契約規則(昭和44年彦根市規則第33号)、彦根市建設工事等電子入札実施要領等を熟知の上、入札すること。</p> <p>(3) 入札回数は、原則2回(再度入札)までとするが、必要と認める場合は、3回(再々度入札)まで行うものとする。</p> <p>(4) 初度の入札で予定価格と最低制限価格の範囲となる額の入札がない場合は、再度入札を行うものとする。</p> <p>(5) 初度の入札において入札に参加しなかった者および無効の入札をした者は、再度入札に参加できないものとする。</p> <p>(6) 最低制限価格未滿の入札をした者は、失格とし、再度入札に参加できないものとする。</p> <p>(7) 再度入札において無効の入札をした者および最低制限価格未滿の入札をした者は、再々度入札に参加できないものとする。</p> <p>(8) 再度入札で予定価格と最低制限価格の範囲となる額の入札がない場合は、必要に応じて再々度入札を行うものとする。</p> <p>(9) 落札価格(契約金額)は、入札書に記載された金額に消費税相当分(当該金額に1円未滿の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加算した金額とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税相当分を除いた金額を入札書に記載すること。</p>
開札日時	令和元年11月26日 午前9時00分執行
開札場所	彦根市総務部契約監理室
落札決定の保留	<u>開札後に競争参加資格の審査を行うため、落札候補者を決定した上、落札決定を保留する。</u>
落札候補者の競争参加資格の確認	<p>落札候補者に係る競争参加資格の審査の結果、競争参加資格がないと認められた場合における当該落札候補者の入札は無効とし、次に低い価格を提示した落札候補者について審査を行うものとする。以下同様に、入札参加資格を満たす者が確認できるまで審査を行うものとする。</p> <p>(1) 申請書および資料の提出</p> <p>ア 資料の提出は、(2)に定める様式により行うものとする。</p> <p>イ 資料は、持参するものとする(郵送は受け付けない。)</p> <p>ウ 提出部数は、正本1部とする。</p> <p>エ 提出期限：落札候補者決定から令和元年11月27日午後3時まで(正午から午後1時までを除く。)</p> <p>オ 受付場所：彦根市総務部契約監理室</p>

(2) 提出資料

ア 単体企業で入札に参加する者は、次の(ア)～(エ)を提出すること。

- (ア) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書(事後審査用)(様式第2号)
- (イ) 誓約書(様式第1号)(入札書提出時に添付した原本)
- (ウ) 配置予定技術者の実務経験経歴書(様式第3号の1)
- (エ) 配置予定技術者の保有資格を証明する書類の写し(代表構成員の技術者は資格者証、監理技術者資格者証および監理技術者講習修了証、代表構成員以外の構成員の技術者は資格者証)
- (オ) 配置予定技術者の雇用関係を証明する書類の写し(健康保険証等公告日の前日から起算して3箇月以上の直接的な雇用関係を証明する書類)

イ 共同企業体で入札に参加する者は、次の(ア)～(ク)を提出すること。

- (ア) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書(事後審査用)(様式第2号)
- (イ) 誓約書(様式第1号)(入札書提出時に添付した原本)
- (ウ) 配置予定技術者の実務経験経歴書(様式第3号の1)(様式第3号の2)
- (エ) 配置予定技術者の保有資格を証明する書類の写し(代表構成員の技術者は資格者証、監理技術者資格者証および監理技術者講習修了証、代表構成員以外の構成員の技術者は資格者証)
- (オ) 配置予定技術者の雇用関係を証明する書類の写し(健康保険証等公告日の前日から起算して3箇月以上の直接的な雇用関係を証明する書類)
- (カ) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(様式第4号の1)または(様式第4号の2)
- (キ) 特定建設工事共同企業体協定書(様式第5号の1)(様式第5号の2)
- (ク) 特定建設工事共同企業体委任状(様式第6号)(様式第7号)
※(様式第7号)は、共同企業体の代表構成員が本店以外の場合
- (ケ) 特定建設工事共同企業体使用印鑑届(様式第8号)

ウ 有資格者名簿に登録されていない者にとっては、上記の書類に加えて、次の書類も提出すること。

- (ア) 特定建設業許可通知書または建設業許可証明書の写し(最新のもの)
- (イ) 経営規模等評価結果・総合評定値通知書の写し(最新のもの)

(3) 資料の作成説明会

資料の作成説明会は、実施しない。

(4) その他

	<p>ア 申請書および資料の作成に係る経費は、提出者の負担とする。</p> <p>イ 提出された資料は、入札参加資格の有無の確認以外には使用しない。</p> <p>ウ 提出された資料は、返却しない。</p> <p>エ 提出された資料は、公表しない。</p> <p>オ 資料の提出に関する問い合わせ先 彦根市総務部契約監理室</p>
入札結果の公表	落札候補者の審査による落札決定後、速やかに彦根市入札情報公開システムにおいて公表するとともに、契約監理室において掲示する。
市議会の議決を要する契約	<p>(1) 議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和39年彦根市条例第15号)第2条の規定により、当該工事の契約については、議会の議決が必要なため、議決を得るまでの間、仮契約を締結し、議決を得た日をもって本契約とする。</p> <p>(2) 仮契約締結後、市議会で否決されたとき、または議会の議決までの間に仮契約を締結した者が入札参加の資格制限もしくは指名停止を受けた場合、仮契約を解除し、本契約を締結しない。</p> <p>(3) 仮契約を解除した場合は、市は一切の損害賠償の責めを負わない。</p>
仮契約日	令和元年12月2日
仮契約時および本契約時の提出書類等について	<p>(1) 落札者は、仮契約日までに工事請負仮契約書および工事費内訳書を契約担当者に提出すること。</p> <p>(2) 当該工事に係る仮契約が、議会の議決を経て本契約となったときは、後述の契約保証金に記載した履行保証措置を講じた上、直ちに別途指示する関係書類を契約担当者に提出すること。</p>
入札の無効	<p>次のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>(1) 入札に参加する資格のない者がした入札</p> <p>(2) 同一事項の入札について、2以上の意思表示をした入札</p> <p>(3) 談合その他不正の行為があったと認められる入札</p> <p>(4) 入札保証金を必要とする入札で、入札保証金を所定の日までに納付しないで行った入札またはその納付額が所定の金額に満たない入札</p> <p>(5) 入札書記載の金額、氏名、押印(電子入札にあっては、入札者の電子署名または当該電子署名に係る電子証明書)その他入札要件の記載が確認できない入札</p> <p>(6) 入札書記載の金額を加除訂正した入札(紙入札の場合)</p> <p>(7) 入札書に見積内訳書ほか添付を必要とする書類が添付されていない入札</p> <p>(8) 指定様式以外の見積内訳書を添付した入札</p> <p>(9) 必要事項が記載されていない見積内訳書を添付した入札</p> <p>(10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札</p> <p>(11) 入札書が所定の日時を過ぎて到着した入札</p>

	(12) その他入札に関する条件に違反した入札
入札保証金	免除
契約保証金	<p>(1) 金銭的保証を付すこと。</p> <p>(2) 落札価格の10%以上を納付すること。ただし、落札価格の10%以上に相当する保証事業会社または金融機関の保証をもって納付に代えることができる。</p> <p>(3) 落札価格の10%以上に相当する債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結または債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付した場合、契約保証金の納付を免除する。</p>
瑕疵担保期間 および保証金	<p>(1) 期間：引渡しの日から24箇月</p> <p>(2) 保証金：免除</p>
前金払	有(彦根市契約規則第64条の規定による。)
中間前金払	<p>(1) 有(彦根市契約規則第66条の2の規定による。)</p> <p>(2) 中間前金払と次項に定める部分払(債務負担行為等に係る契約における各年度末の部分払を除く。)の併用はできない(彦根市契約規則第66条の3および第67条の規定による。)</p>
部分払	有(彦根市契約規則第67条の規定による。)
その他留意事項	<p>(1) 契約書案、設計図書、仕様書、彦根市契約規則、彦根市条件付一般競争入札実施要領および彦根市電子入札実施要領、彦根市電子入札システム共通事項、入札遵守事項(電子入札)等を熟知の上、入札すること。</p> <p>(2) この入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)その他の法令の定め抵触する行為を行ってはならない。</p> <p>(3) この公告の公表の日から契約の締結までの間に、前記の入札参加資格に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者を構成員に含む共同企業体とは、契約を締結しない。</p> <p>(4) 落札者は、落札決定の通知を受けたときは、仮契約日までに工事請負仮契約書を契約担当課に提出すること。</p> <p>(5) 建設労働者の確保および適正な賃金等労働条件の改善に留意し、労働災害の防止に留意すること。</p> <p>(6) 工事施工に際し、下請け、役務の提供、資材の調達等について、優先的に市内業者の活用を努めること。</p>